

# 学校生活での食物アレルギー対応を希望する保護者の皆様へ

港区立小・中学校では、学校生活での安全を確保するため、食物アレルギー対応を行っています。  
(学校給食の他、校外学習、調理実習等学校生活全般を含みます。)

食物アレルギーとは、食べたり、触ったり、吸い込んだりした食物に対して、体を守るはずの免疫のシステムが、過剰に反応して起こる有害な症状をいいます。命にかかわる症状(アナフィラキシーショック)が起こる場合もあります。

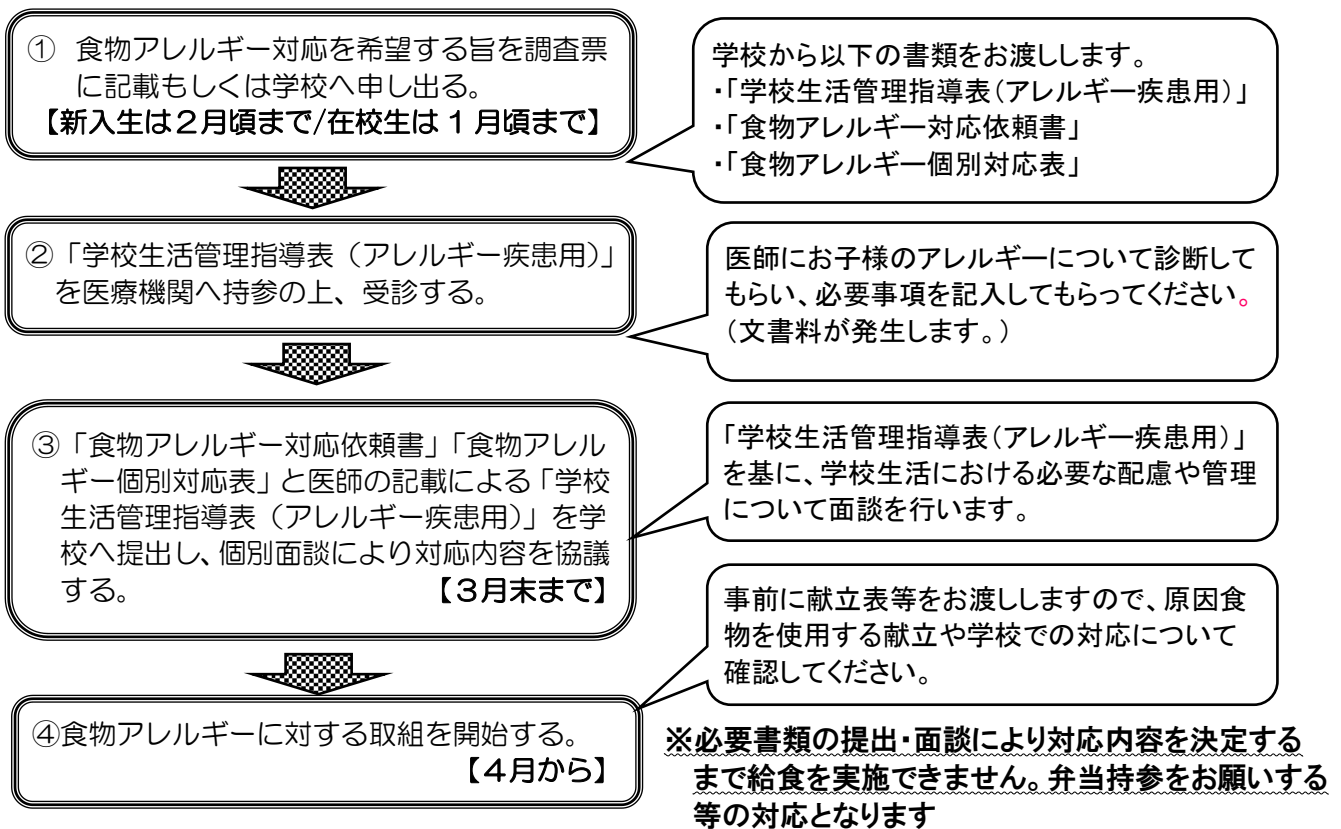
## 1 学校生活での食物アレルギー対応の基本的な考え方

- 必ず医師の診断を受け、学校での対応が必要とされたときは、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を提出していただきます。
- 学校給食では国の指針に基づき、安全性を最優先とするため、原因食物の完全除去を基本としています。
- 給食等の対応が必要な場合は、学校と保護者間で十分に話し合い、校長の決定のもと対応を行います。

## 2 食物アレルギー対応の実施基準

- 医師の診察、検査により、明確に食物アレルギーと診断されている。
- 原因食物が明確であり、医師から除去食の指示や対応が必要との指示が出ている。
- 家庭での食事でも除去等の配慮をしている。

## 3 食物アレルギー対応開始までの流れ(時期は目安です。学校によって前後する場合があります。)



## 4 学校生活管理指導表について

学校生活管理指導表は、お子様のアレルギー疾患に関する情報を医師に記載してもらうものです。学校生活において配慮が必要な場合は、毎年学校に提出していただく必要があります。また、年度途中でも、アレルギーの症状や留意点が変わる場合は再度提出していただきます。

※医師が学校生活管理指導表を記載する際には、文書料(自己負担)がかかります。文書料については医療機関にお問い合わせください。

## 5 学校給食での食物アレルギー対応にあたっての留意点

### (1) 除去等について

①除去食材の異なる児童・生徒が在籍している場合、誤配膳等の事故を防ぐため、食べられる食材でも除去を行います。【例】中華丼：卵だけ除去の児童とエビだけ除去の児童がいる場合 → 両方の児童に卵とエビを除去した中華丼を提供

②原因食物に関連するものであっても、アレルギー症状誘発の原因となりにくい食品(右表参照)については、基本的に除去は行いません。除去が必要な場合は重篤なアレルギーがあることを意味するため、弁当の持参をお願いします。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

③給食では、そば、落花生、生卵、アーモンド、カシューナッツ、くるみ、マカダミア、ペカン、ピスタチオ、キウイフルーツは使用しません。

④除去する原因食物の内容によっては一部代替食の持参をお願いする場合があります。

### (2) 献立の確認、配膳等について

①事前に献立表、食物アレルギー対応献立表などで、原因食物を使用する献立や学校での対応について保護者にお知らせしますので、必ずご確認ください。

②除去対応食のある日はアレルギー対応専用食器に盛り付け、除去対応食を含めた一食分を専用トレーに配膳します。

③アレルギー対応食のある日は、安全性を最優先するため、その日に提供されるすべての献立について、おかわりはできません。

### (3) 弁当対応について

①以下に該当する場合は給食での対応が困難なため、弁当の持参をお願いします。

- ・調味料、だし、添加物の除去が必要
- ・揚げ油の共用や再利用ができない
- ・「同一製造ラインを含む製品を製造している」加工食品の摂取を禁止している
- ・食器や調理器具の共用ができない

②弁当はそのまま食べられるよう調理してください。

※弁当及び一部代替食は本人に保管していただきます。夏季は喫食時までには食品が腐食する恐れがあるため、保冷剤を入れる等の対応をお願いします。給食時間までにご家庭から持参していただいても構いません。

### (4) 保護者の方へのお願い

①学校栄養士から学級担任へ除去食の対応内容を書面で伝えますので、必ず確認してください。

②配膳された給食の疑問については、お子様だけで判断せず、必ず学級担任に確認するよう、ご家庭でもお子様にお話してください。

③給食後、体調の異常を感じた場合は、速やかに近くにいる教職員、緊急の場合は近くの友人に声をかけるよう、ご家庭でもお子様にお話してください。

## 6 学校給食における食物アレルギー以外の対応について

○IgG抗体によるアレルギーについては対応しません。

○宗教上の理由等、食物アレルギー以外の理由により喫食できない食物がある場合、お弁当を持参していただきます(原則、除去食対応はしません)。

○乳糖不耐症等により、主治医の指示がある場合はご相談ください。

## 7 食物アレルギー対応に係る給食費の取扱いについて

○毎日弁当を持参する場合、給食費は徴収しません。

○原則として、除去する食材の代金は返金しません。ただし、牛乳アレルギーのため全ての牛乳を除去する場合は、飲用牛乳代のみ返金します。